

令和 2 年度第 2 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 4 月 2 8 日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 9〕

半島復興事業部半島拠点整備推進課〔同 5 5 1 3〕

<p>① 件 名</p> <p>石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 東日本大震災に伴い甚大な被害を受けた本市半島沿岸部の集落では、災害危険区域の指定により、防災集団移転促進事業を行い、移転促進区域内の民有地の買取りを進めてきた。 本市半島沿岸部において、移転元地（市が移転促進区域内で取得した土地）は、市全体で 1 5 0 ヘクタールを超えており、一部を公共施設等として利用するものの、それを差し引いたとしても、全体で 1 0 0 ヘクタール以上の土地利用が決まっておらず、当該土地の維持管理が課題となっている。 また、従前市有地（震災前に公共施設が立地していた土地）についても、土地利用が未定の土地が多い状況となっている。</p> <p>【目的】 未利用地の移転元地等の利活用のための取組みを盛り込んだ基本方針を定め、主に、地区内居住者による土地の利活用を促進することにより、半島沿岸部の活性化や地域交流拡大の一助とし、ひいては、未利用地の維持管理経費の削減を図る。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【〔震災復興計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり 3 減災まちづくりの推進 (1) 都市基盤の復旧・復興 ◆沿岸部集落の整備</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>令和元年 1 0 月 復興交付金事業計画の提出 1 2 月 令和元年度 1 2 月補正予算の議決（震災復興計画推進関係費） 令和 2 年 1 月～ 業務委託による移転元地等の利活用等基本方針の検討</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <p>・基本方針の構成（方針案については別紙のとおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 背景とこれまでの経過 (1) 背景 (2) これまでの経過 2 目的 3 移転元地等に係る基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地の利活用に関すること <ol style="list-style-type: none"> ア 土地の貸付条件の緩和 イ 土地活用のための補助金の創設 ウ 移転元地等活用推進計画の認定と官民連携活用地の指定 (2) 土地の維持管理に関すること 4 今後の進め方

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 民間活用地のための補助金の交付により一時的な財政負担が見込まれるが、民間活用を推進することにより、将来的な市の維持管理経費を低減させるため、歳出削減の効果が期待できる。 <参考> ・ 1平方メートル当たりの維持管理費 約200円／年（実績ベース）（年1回の除草のみ） ・ 100ヘクタール当たりの維持管理費試算 約2億円／年</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>仙台市では、平成29年3月に、仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針を定めている。（貸付料の減免を規定しているが、移転元地のみで活用できる補助制度はない） また、民間主体の取組みを促す方針は、本市以外ない。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和2年5月～ 本方針に則り、関係者等へのヒアリング、地区の意向確認等を進め、具体的な制度（募集要領の改正、補助金交付要綱の新設等）を検討し、それらを取りまとめた（仮称）石巻市移転元地等利活用ガイドライン及び各種施策については、令和2年9月をめどに庁議提案予定。</p> <p>※なお、令和2年度から、半島復興事業部に、「半島沿岸部の移転元地等の利活用に関する」業務を移管している。引き続き、復興政策課が関わりながら、各総合支所と連携し、各種制度の検討、各地区の方針の検討を進める。</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>雄勝中心部地区については、先行して「移転元地等活用推進計画」を検討しており、令和2年度中の認定を目指している。</p>